

21こ未第299号
21監指第 11号
平成21年6月29日

各 市 町 長 様
(保育所担当課長経由)

長崎県こども未来課長
(公印省略)
長崎県監査指導課長
(公印省略)

保育所運営の適正な執行について（依頼）

平素より、本県の児童福祉行政に対し、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについては、児童福祉法及び厚生労働省の各通知等により、各保育所の適正な運営・執行に努めていただいているところであり、平成20年5月27日付け20こ未第169号・20監指第12号において、本県における取扱いについて通知したところです。

つきましては、別紙の内容について、貴管内の保育所に周知いただき、併せてご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(こども未来課) 担 当：幼保連携班 林田
T E L：095-895-2684
F A X：095-895-2554
E-mail：ryu2.rin@pref.nagasaki.lg.jp
(監査指導課) 担 当：児童福祉担当 本多
T E L：095-895-2394
F A X：095-895-2571
E-mail：honda-teruo@pref.nagasaki.lg.jp

1. 運営費の弾力運用について

法人本部の運営に要する経費のうち、次の費用（法人事務費）については、今後「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日付児発第299号）の3の(2)により、前期末支払資金残高を充てることができるものとする。

- ① 保育所を設置する法人の理事会等役員会開催時の弁当代等
ただし、懇親会の要素が加わるものを除く
- ② 法人代表権者変更登記費用
- ③ 法人資産総額変更登記費用

2. 入所児童の健康診断について

入所児童の健康診断については、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第12条に基づく回数を、学校保健法（昭和33年4月10日法律第56号）第6条第1項及び学校保健法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）第4条第1項に規定されている項目について実施することとし、項目については、年月齢に応じて嘱託医と相談したうえで決定し、その根拠を書面等で記録しておくこととしている。

なお、平成21年4月に施行された新保育所保育指針においては、健康診断の項目について特に記載されていないが、入所児童の健康増進の観点から、本県としては、これまでの取扱いを変更するものではないので了知願いたい。

3. 保育所入所の円滑化について

保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日付け児発第73号厚生省児童家庭局長・児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知）により、年度の途中において定員を超えて保育の実施を行うことができることとされているが、今年度から保育単価の定員区分が見直されたことにより、同通知も改正が予定されている。

しかしながら、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であることなど、基本的な考え方に変更はなく、定員の見直しについては、入所児童数に応じて引き続き積極的に取り組むこと。

なお、市町においては、定員を減員する届出があった場合には、当該地区の将来的な乳幼児数の推計等に基づき、客観的な保育需要の見通しについて意見を付すこと。

また、意図的に定員を減員しながら、本制度を適用して定員を超えて児童を入所させてはならないこととなっているので十分了知願いたい。

4. 私的契約児の受け入れについて

平成20年度指導監査において、私的契約児の受け入れの際、保育所運営費の単価と異なる利用料を徴収し、不適切な会計処理を行っていた事例が見受けられた。

私的契約児（一時保育を除く）は、定員に空きがある場合に、すでに入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させ、保育所運営費単価と同等の利用料（又は私的契約料）を徴収することが認められているところである。

この場合の利用料は、入所原因と関係なくそのサービスの程度は等しく行われている以上、利用料はすべて保育所運営費の単価を下回るべきではないということと、私的契約児の利用料を軽減する根拠はないという理由によるものである。

については、制度の趣旨を十分理解のうえ、引き続き「平成14年10月16日付14児家第637号長崎県児童家庭課長通知」に基づき取扱いのこと。